

鳥取市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第30号

鳥取市議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取市議会委員会条例（昭和43年鳥取市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」を「原則として公開する。ただし、会議の秩序を保持するため、委員長は傍聴を制限することができる。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。